

「施策」総括表

施策展開	2-(2)-ア	母子保健、小児医療対策の充実		
施策	①子どもや母親の健康の保持・増進	実施計画掲載頁	93頁	
対応する主な課題	<p>○沖縄県では、乳児死亡率は低下傾向にあるものの、低体重児出生率や周産期死亡率は高い状況にあることから、安心して妊娠・出産ができる環境を整備し、母子保健の向上を図る必要がある。</p> <p>○小児救急医療体制については、特定の病院への集中や軽症な患者の受診などにより、医療従事者の負担が大きくなっており、小児救急患者が容体に応じていつでも受診できる環境整備が求められている。</p>			
関係部等	保健医療部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成26年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
○妊産婦を支える体制支援事業				
1	妊婦健康診査支援事業 (保健医療部健康長寿課)	2,885	順調	○妊婦健康診査に関するチラシを作成し、市町村、保健所、産科医療機関等へ配布し、妊娠期に必要な14回の健診全てが公費で受診できることや早期の妊娠届出等について周知を図った。また、妊婦健診データと乳幼児健診データ等を連結することにより得られた情報を活用し、低体重児出生の要因分析を行い、調査結果を市町村に還元した。(1)
2	周産期保健医療体制整備事業 (保健医療部健康長寿課)	13,846	順調	○平成24年度から、(一社)沖縄県医師会に委託し、周産期医療関係者を対象に、「新生児蘇生法講習会」を開催しており、平成26年度は沖縄本島2回、宮古、八重山各1回実施し、分娩の際に新生児蘇生法を習得した医療従事者が立ち会う体制が整備された。また、周産期空床情報ネットワークを管理運営し、搬送体制の整備を図った。(2)
3	特定不妊治療費助成 (保健医療部健康長寿課)	206,905	順調	○健康保険の適用外となっている特定不妊治療(体外受精・顕微受精)の費用の一部を助成する制度について、ホームページの内容をわかりやすくリニューアルした。そのうえで、特定不妊治療における治療費の一部助成を実施した(1,471件)。また、沖縄県不妊専門相談センターで電話相談231件、面接相談15件を行った。(3)
4	生涯を通じた女性の健康支援事業 (保健医療部健康長寿課)	5,760	順調	○妊娠・出産等女性固有の機能や、身体的特徴を有することで生じる様々な支障や悩みに対応するため、女性健康支援センターを設置し、専門家による電話相談(毎週月・火・土)や面接相談を実施した。 また、安全な妊娠・出産の知識普及を目的に、学校関係者及び母子保健関係者を対象に、思春期保健研修会を開催した(1回)。婚姻届け出者に対してリーフレットを配布した(4,920部)。(4)

○乳幼児の健康の保持・増進				
5	乳幼児健康診査の充実 (保健医療部健康長寿課)	3,729	順調	○1月に市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会を実施するとともに、宮古・八重山地区では専門健診(遺伝相談及び心理相談)を実施した。また、妊婦健診データと乳幼児健診データ等を連結することにより得られた情報を活用し、低体重児出生の要因分析を行った。(5)
6	先天性代謝異常等検査 (保健医療部健康長寿課)	79,356	順調	○県内で出生した全ての新生児を対象に先天性代謝異常等検査を実施(検査実施率は100%)。10月には検査方法をマス・スクリーニング検査(6疾患)からタンデムマス法としたことで、1回の検査で可能な疾患数が6疾患から19疾患に拡大した。(6)
7	子ども医療費助成 (保健医療部健康長寿課)	1,101,166	順調	○市町村から要望の多い自動償還方式(保護者が市町村窓口へ申請を行わなくても医療費が助成される制度)を導入した(平成27年4月現在34市町村で実施)。そのうえで、市町村が実施することも医療費助成制度について、入院は対象経費の1/2を補助した(延べ件数1,193,633件)。(7)
8	在宅療養を支える環境づくり (保健医療部健康長寿課)	2,612	順調	○在宅療養する人工呼吸器を装着した小児慢性特定疾患児の停電時における非常時電源装置の貸与については、申請から貸与、実施確認を成人の在宅療養患者との窓口を一本化したうえで、電源確保のため、バッテリーまたは自家発電装置計10台の貸与補助を行った。(8)
9	子どもの心の診療ネットワーク事業 (保健医療部健康長寿課)	—	大幅遅れ	○児童精神科の医師の確保が困難なため、子どもの心の診療拠点病院の選定ができず、取組は大幅遅れとなったが、国立病院機構琉球病院と調整し、同病院を拠点病院として事業を実施する見通しが立ち、平成27年度より事業を実施することとなった。(9)
○小児救急電話相談				
10	小児救急電話相談事業 (#8000) (保健医療部保健医療政策課)	13,115	順調	○休日・夜間の子どもの急な病気への対処や医療機関の受診の判断等について、看護師・医師による電話相談「#8000」を土日祝日を含む、毎日19時から23時まで実施した。新聞広告や保育施設等へのポスター配布による事業の周知を行うとともに、看護師の相談技術研修への参加により相談技術の向上が図られ、相談件数は7,795件となった。(10)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	乳児死亡率(出生千対)	2.7 (22年)	1.7 (25年)	2.3	1.0ポイント	2.1 (25年)
	状況説明	乳児死亡率は、H22年2.7からH25年1.7と改善した。一般的には、晩婚化等で母体合併症・妊娠合併症等を抱える妊産婦が増えると、周産期に発生した病態や先天奇形、変形及び染色体異常の割合が高くなることから、引き続き、妊娠中及び乳児の異常を早期発見し、必要に応じた適切な措置を講じられるよう、妊娠中や乳児期の定期的な健康診査を促し、引き続きH28目標値の達成に繋げていく。				

様式2(施策)

成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
2	周産期死亡率(出産千対)	4.1 (22年)	4.5 (25年)	減少	△0.4ポイント	3.7 (25年)
	状況説明	周産期死亡率は、H22年4.1からH25年4.5と悪化し、全国に比べて高い状況となっている。一般的には、晩婚化等で母体合併症・妊娠合併症等を抱える妊産婦が増え、周産期に発生した病態や先天奇形、変形及び染色体異常の割合が高くなることから、適切な時期に出産できるよう安全・安心な妊娠、出産の知識を普及するとともに、妊娠中の異常を早期発見し、必要に応じた適切な措置を講じられるよう、早期の妊娠届及び妊娠中の定期的な健康診査を促し、H28目標値の達成に繋げていく。				
成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
3	低体重児出生率(出生百対)	11.2 (22年)	11.4 (25年)	9.6	△0.2ポイント	9.6 (25年)
	状況説明	低体重児出生率は、妊婦の喫煙、妊婦のやせ等が要因となっている。H22年11.2からH25年11.4と悪化し、全国に比べて高い状況となっている。モデル市町村において、産科医療機関と連携して分析結果に基づいた保健指導教材を活用して保健指導を実施し、ハイリスク妊産婦を支援する体制を図り、H28目標値の達成に繋げていく。				

(2)参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
妊婦健診公費負担回数	14回 (24年)	14回 (25年)	14回 (26年)	→	14回 (25年)
特定不妊治療費の助成件数	1,391件 (24年度)	1,402件 (25年度)	1,471件 (26年度)	↗	—
1歳6か月児、3歳児健診受診率	86.5%: 1歳6か月 82.2%: 3歳児 (23年度)	86.9%: 1歳6か月 83.9%: 3歳児 (24年度)	86.9%: 1歳6か月 84.0%: 3歳児 (25年度)	↗	94.9%: 1歳6か月 92.9%: 3歳児 (25年度)
こども医療費の自動償還実施市町村数	—	22市町村 (26年4月)	34市町村 (27年4月)	↗	—
貸与補助対象者数(バッテリー及び発電機)	—	38人 (25年)	10人 (26年)	—	—
#8000利用後、「翌朝9時以降に受診」又は「受診していない」割合	74% (24年)	75% (25年)	75% (26年)	↗	—

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

○妊産婦を支える体制づくり

- ・周産期保健医療体制整備事業について、現在、県内の周産期母子医療センターの病床利用率はハイリスク妊産婦などの増加により常に満床状態にある。産科医不足から診療休止している圏域もあることから、医療従事者の確保、医療施設の整備等の課題を早期に解決するため、関係各課が連携し取り組む必要がある。
- ・不妊治療にあたっては、専門員による相談支援を行う不妊専門相談センターの設置については認知が十分でないことから、周知について継続して行う必要がある。
- ・女性の健康支援事業として、県民への周知が十分でないことから思春期から更年期に至る女性、妊娠に悩む全ての女性の相談窓口となる女性健康支援センターの広報、利用促進を図る必要がある。

○乳幼児の健康の保持・増進

- ・本県の乳幼児健診の受診率は、1歳6ヶ月及び3歳ともに全国平均を下回り、さらに年齢が上がるにつれて受診率は下がる傾向にある。乳幼児健診の体制については、両親に対する周知を強化する必要がある。また、未受診者に対する対応について、各市町村担当者が共有することにより受診率の改善を図る必要がある。
- ・先天性代謝異常等検査について、1回の検査で20種類以上の病気をより高い精度で調べることができるタンデムマス法を用いた検査を平成26年10月より導入した。
- ・在宅療養を支える環境づくりでは、委託業者の選定について難病支援相談事業との繋がりや成人への移行、成人の在宅療養者との窓口一本化の課題があったため、交付要綱の改正等を行った。
- ・子どもの心の診療ネットワーク事業については、国立病院機構琉球病院と調整を行った結果、同病院を診療拠点病院として平成27年度から事業を開始することとなった。今後は小児精神科医の負担軽減を図る上でも、他の精神科医師との医療連携や福祉関係機関とのネットワーク整備が必要となる。

○小児救急電話相談

- ・#8000相談員には、県内病院の看護師20名がローテーションにあたっているが、対応時間が夜間であり、相談内容によっては訴訟リスクもあることから、相談員となる看護師を確保することは難しい。また、電話のみでの確に小児患者の症状を把握し、助言を行うためには通常の医療現場とは異なるスキルが必要であるため、相談員育成には時間を要す。相談員確保の面から相談電話回線を増やすことは難しいため、現在の相談体制を維持しつつ適切な救急医療機関の受診について普及啓発を行い、比較的軽症な患者の時間外受診を抑制し医療従事者の負担軽減を図る必要がある。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

○妊産婦を支える体制づくり

- ・妊婦健康診査について、出産年齢の上昇により妊娠合併症等を抱える妊産婦が増加傾向にあり、母体や胎児の健康確保を図る上でも妊婦の健康診査の重要性、必要性が一層高まっているが、一方で経済的な理由等により妊娠の届出が遅れ、健康診査を受診しない事例があることから、妊娠中に必要な健診(14回)を費用負担なく受診できることを周知する必要がある。
- ・沖縄県の低体重児出生率は全国1~2位で推移しており、長期にわたり解決できない課題となっている。妊婦健診データと乳幼児健診データ等を連結することで得られた情報を活用し、分析をおこなったところ、妊婦の喫煙、妊婦のやせ等が明らかになった。
- ・思春期から更年期に至る女性(特に妊娠に悩む者)は、女性特有の身体的特徴を有することで様々な支障や心身にわたる悩みを抱えている。

○乳幼児の健康の保持・増進

- ・市町村が実施することも医療費助成制度は対象年齢の引き上げや給付方法の変更など制度拡充の要望が強い。自動償還方式については、市町村が円滑に導入できるようシステム改修費の補助を行うなど多くの市町村の参加を促す。
- ・子どもの心の診療ネットワーク事業について、小児精神科医師が全国的に少なく、専任医師の確保が困難である。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○妊産婦を支える体制づくり

- ・妊婦健康診査支援事業について、出産年齢の上昇により健康管理が重要な妊婦については、母子健康手帳交付時に保健指導を実施する。また、経済的理由で受診が遅れている妊婦については、妊娠届出の際は医療機関が作成する妊娠証明書が不要であることや、健診(14回分)には費用が掛からないことをポスターなどで周知する。今年度はモデル市町村において、産科医療機関と連携して分析結果に基づいた保健指導教材を活用して保健指導を実施し、ハイリスク妊産婦を支援する体制を図る。
- ・周産期保健医療体制整備事業について、課題となっている医療従事者の確保や医療施設の整備等を解決するため、医療従事者と意見交換を行い状況把握に努め、「沖縄県周産期保健医療体制整備計画(第2次)」を策定する。
- ・不妊専門相談センターの周知について、引き続きリーフレットとポスターを作成し、指定医療機関・各保健所等に配布するほか、ホームページへの掲載について検討を行う。
- ・女性の健康支援事業として、女性健康支援センターの利用促進を図るため、センターのチラシや厚生労働省が作成した名刺サイズの広報資料等をコンビニや市町村に設置する。

○乳幼児の健康の保持・増進

- ・乳幼児健診の受診率の増加を図るため、母子(親子)健康手帳交付時の保健指導の際に、乳幼児健診の重要性について両親へ周知するよう、引き続き市町村担当者会議等において働きかけていく。また、乳幼児健診受診率を上げる工夫について、各市町村における取り組みについて情報提供を行う。
- ・先天性代謝異常等検査については、県内で出生した全ての新生児を対象に、引き続き検査率100%を維持していく。
- ・市町村が実施することも医療費助成制度について、平成25年11月から一部市町村で自動償還方式が導入されており、今後、自動償還方式を実施予定の市町村が円滑に導入できるよう環境整備を行い、導入に必要なシステム改修費の補助等を通して、多くの市町村の参加を促す。
- ・子どもの心の診療ネットワーク事業について、診療拠点病院である国立琉球病院と連携して子どもの心についての様々な問題に対応するとともに、診療拠点病院のみに一極化しないよう精神科病院協会との診療調整や診療支援等に関する連携及び福祉関係機関との調整会議を開催していく。
- ・在宅療養を支える環境づくりでは、委託事業者選定時に、就業支援等を実施する難病支援相談事業を行っている事業者であることを考慮することにより、対象患者が成人する時等の難病相談支援事業とのスムーズな移行・連携を図る。

○小児救急電話相談

- ・小児に関する主な症例やその対応方法、経過観察のポイント等を記載した「子ども救急ハンドブック」を、県内の小児科標榜診療機関、保育所や幼稚園等に引き続き配付し、適切な救急医療機関の受診を普及啓発していく。また、電話対応については、相談員間で相談事例を共有することでスムーズな電話対応に努め、より多くの相談に対応できるよう取り組む。

「施策」総括表

施策展開	2-(2)-イ	地域における子育て支援の充実		
施策	①地域における子育て支援及び支援体制の充実	実施計画掲載頁	95頁	
対応する 主な課題	<p>○沖縄県は、保育所入所待機児童が全国と比べて多く待機率が高いことから、保育所整備や認可外保育施設の認可化促進等により、潜在的待機児童も含めた待機児童の解消を図る必要がある。</p> <p>○沖縄県は、全国と比べ私立民営の放課後児童クラブが多く、保育料が高いなどの課題があることから、利用者の負担軽減を図る必要がある。</p> <p>○歴史的背景から公立幼稚園のほとんどが小学校に併設され、5歳児の公立幼稚園就園率が高く、午後の保育に欠ける幼稚園児が多いことから、預かり保育の拡充が必要とされている。</p> <p>○安心して子育てと仕事の両立ができるよう、保育所、認可外保育施設及び放課後児童クラブ等における保育の質の向上と多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図る必要がある。</p>			
関係部等	総務部、子ども生活福祉部、商工労働部、教育庁			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成26年度				
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要	
○新たな子育て支援				
1	認可化移行支援事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	485,081	やや遅れ	○保育士・保育所総合支援センターにおいて、認可外保育施設に対して認可化移行支援事業の活用に向けた助言を行ったほか、県・市町村・センターが連携して、対象施設への個別(訪問)指導や、認可化移行可能性調査等を実施した。その上で、認可外保育施設に対し、認可化を目指すために必要な経費への助成を行った(10市2町36施設)が、本事業による保育所定員増加数は計画値600人に対し385人となり、やや遅れとなった。(1)
2	指導監督基準達成支援事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	11,559	大幅遅れ	○保育の実施主体である市町村とともに立入調査を実施し、事業実施計画に施設改修を反映させるよう働きかけ、市町村及び施設への周知が図られた。その上で、認可外保育施設指導監督基準を達成・維持するための施設改修費の助成を行ったが、助成件数は、計画値20施設に対し6施設(5市町村)となったため、大幅遅れとなった。(2)
3	新すこやか保育事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	369,960	順調	○委託事業を活用し、コーディネーターにより市町村整備計画見直し支援を行ったほか、学校関係者向け説明会を行い事業実施の促進を図った。その上で放課後児童クラブの環境改善のために市町村が行う施設整備事業に補助を行ったが、利用可能な公的施設の確保調整に時間を要したことから、公的施設移行計画値の10施設に対し、3施設に留まり、大幅遅れとなった。(6)
4	認可外保育施設研修事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	39,585	順調	○平成26年度から保育士の出産等で長期休暇を取る場合の代替職員の雇用費用の支援を開始したが、計画していた支援数98人に対し、実績は9人となり、大幅遅れとなった。(8)
5	保育対策総合支援事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	57,477	順調	○指定保育士養成施設に在学する学生54人に修学資金の貸付けを行ったが、計画数80人に届かずやや遅れとなった。(9)
6	放課後児童クラブ支援事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	121,221	大幅遅れ	
7	待機児童解消支援基金事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	176,118	順調	
8	保育士産休等代替職員配置支援事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	3,992	大幅遅れ	
9	保育士修学資金貸付事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	143,920	やや遅れ	

○多様なニーズに対応した子育て支援				
10	多様な子育て支援体制確保のための支援(特別保育事業等助成事業費) (子ども生活福祉部子育て支援課)	1,013,400	やや遅れ	○市町村が実施する特定保育事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、夜間保育事業等に補助を行ったが、夜間保育事業実施施設、延長保育事業については、保育士の確保ができない等の理由で計画値を下回る実績となり、やや遅れとなった。(10)
11	安心子ども基金事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	3,753,152	順調	○6月、7月、11月に市町村を対象とした説明会を実施したほか、子ども生活福祉部長及び統括監による各首長訪問面談を実施し、取組みの加速化に向けた要請を実施した。
12	公立幼稚園の預かり保育の拡充 (教育庁義務教育課)	市町村	順調	市町村が実施する保育所整備事業(創設や増改築等、38施設)に対し、整備費等の補助を行った結果、1,144名の保育所定員の増となった。(11)
13	子育て支援推進 (総務部総務私学課)	67,636	順調	○市町村に対して、「幼児教育政策プログラム」の作成を促進するとともに、預かり保育実施状況等調査を行い、実態の把握を行った。外部有識者等から意見を聴取する幼児教育推移委員会を設置し、幼児教育の充実を図った。(12)
14	放課後児童クラブへの支援(児童健全育成事業補助事業費) (子ども生活福祉部子育て支援課)	783,649	順調	○私立幼稚園が行う通常保育終了後の預かり保育や休業日の預かり保育等、子育て支援推進事業に要する経費に対し助成を行った。「子育て支援活動の推進事業」が未実施の園に対して、地域に広く教育機能を解放するような事業の実施を促した結果、事業を実施する園が2園増加した(H25:15園、H26:17園)。(13)
○仕事と家庭の両立支援				
15	ワーク・ライフ・バランス推進事業 (商工労働部労働政策課)	8,862	順調	○ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を図るため、セミナーを2回開催するとともに、ホームページや広報誌等を活用した情報配信を行った。県内28社を対象にワーク・ライフ・バランスの講座を開催し、18社に対してアドバイザーを派遣した。9社をワーク・ライフ・バランス企業として認証した。(15)
16	ファミリーサポートセンター推進事業 (商工労働部労働政策課)	449	順調	○ファミリーサポートセンターの設置や利用促進を図るため、県内の小児科を有する病院や関係団体等にファミリーサポートセンターのチラシを送付し、周知・広報に務め、ファミリーサポートセンターアドバイザーの資質向上を目的とした研修会を1回開催した。(16)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	保育所入所潜在的待機児童数	9,000人 (23年)	3,506人 (27年)	3,360人	5,494人	—
	状況説明	基準値の9,000人は平成23年度時点での推計値で、現状値の3,506人は、平成24年度以降に取り組んだ事業等により増員された定員数5,494人を基準値から差し引いた推計値である。 ※5,494人＝平成27年4月1日現在の定員数－平成24年4月1日現在の定員数 引き続き保育所整備等による定員増を支援し、平成28年度目標値の達成を目指す。				
	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
2	公的施設等放課後児童クラブの設置割合	44% (23年)	43% (26年)	65%	△1ポイント	85% (23年)
	状況説明	公的施設等放課後児童クラブ施設数と平均月額保育料は着実に改善しているが、民間施設を含めたクラブ数全体が増加している事もあり、公的施設等放課後児童クラブ設置割合は前年度から3.7ポイント、基準値から1ポイント減少した。H28目標値である65%は厳しい状況にある。 目標の達成に向け、実施主体である市町村と連携し、クラブの公的施設活用の促進、保護者負担の軽減に向け取り組んでいる。				
	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
3	放課後児童クラブ平均月額保育料	11,000円 (22年)	10,115円 (26年)	低減	885円	8,000円未満 66.2% (20年)
	状況説明	保護者の負担軽減のため、実施主体である市町村と連携して、公的施設活用促進等による平均月額保育料の低減に取り組んだ結果、平均月額保育料が平成26年は10,115円となり、基準値である平成22年の11,000円に比べて885円低減された。H28目標としている低減を、着実に推進していく。				
	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
4	預かり保育実施率(公立幼稚園)	62.1% (22年)	73.3% (26年)	70%	11.2ポイント	52.5% (22年)
	状況説明	実施主体である市町村と連携し、公立幼稚園での預かり保育の促進に取り組んだ結果、平成26年の預かり保育実施率率は、73.3%(176園)となった。平成22年より11.2ポイント増加し、平成28年目標値の70%を上回った。				
	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
5	ファミリーサポートセンター設置市町村数	17市町村 (23年)	31市町村 (26年)	30市町村	14市町村	—
	状況説明	ファミリー・サポート・センターは市町村による設置促進に努めた結果、平成25年度末時点において、19カ所31市町村に設置され、平成28年目標値を上回っている(本島内においては、広域での設置を含め、全ての市町村で利用することが可能である。) 平成26年度に新たな設置はなく、問い合わせ等もなかったことから、現時点のニーズに対応した形での設置は完了しているものと考えられる。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
預かり保育実施率(私立幼稚園)	100% (24年)	100% (25年)	100% (26年)	→	—
公的施設等放課後児童クラブ施設数(各年5月1日現在)	136か所 (24年)	143か所 (25年)	146か所 (26年)	↗	18,356か所 (24年)
放課後児童健全育成補助実施か所数(県全体)	239か所 (24年)	266か所 (25年)	299か所 (26年)	↗	—
ワーク・ライフ・バランス認証制度企業数	41社 (24年)	49社 (25年)	58社 (26年)	↗	—
ファミリーサポートセンター設置市町村数	29市町村 (24年)	31市町村 (25年)	31市町村 (26年)	→	—

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

○新たな子育て支援

- ・認可外保育施設の認可化にあたっては、地域住民の多様なニーズを把握した上で、計画的にその地域に最もふさわしい子育て支援を実施するよう取り組む必要がある。また、設計調整の遅れや関係機関との調整遅れにより保育所開園が遅れたため、成果実績に反映することができず、進捗が「やや遅れ」となったことから、市町村との連携をより一層密にし、計画的な施設整備に取り組む必要がある。
- ・指導監督基準達成支援事業による認可外保育施設の施設改修費助成について、県の立入調査による改善指導状況を基に実施計画を策定したが、その後、市町村の実実施計画とのすり合わせが十分でなかったため、進捗が大幅遅れとなった。このため、市町村と改善指導状況の共通認識を図る必要がある。
- ・保育対策総合支援事業について、現在の保育園の状況や現場の魅力、待機児童の現状、保育士不足の問題等について潜在保育士に周知を図り、復職のきっかけ作りをしていく必要がある。また、求職登録者数が多いハローワークと、現場(保育園)との連携が密である保育士・保育所総合支援センターがそれぞれの強みを活かすことで、潜在保育士の復職率を向上させることが出来ると思われることから、ハローワークとの連携を強化していく必要がある。
- ・放課後児童クラブの公的施設への移行については、学校敷地を活用することが多く、学校関係者の理解が重要である。一方、当事業の目的・必要性について、市町村、保護者等関係者の理解が十分に得られていないことや、利用可能な公的施設の確保には調整に時間を要するため、計画の実施に遅れがある。
- ・保育士修学資金貸付事業については、貸付対象者に対して、事業の周知を強化したことにより貸付申込施設が当初の4施設から11施設に増加したが、貸付目標80人に対して貸付実績が54人と留まったことから、事業の周知について更に強化する必要がある。
- ・保育士産休等代替職員配置支援事業においては、補助単価が低かったことや、保育所への周知が不足していたため、代替職員の実績は9人とどまった。

○多様なニーズに対応した子育て支援

- ・平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行を控え策定した子ども・子育て支援事業支援計画においては、平成27年度から平成29年度までに約1万8千人の保育の量を拡大し、待機児童を解消することとしている。計画の進捗にあたっては、市町村の執行体制の確保が課題となっている。
- ・夜間保育事業、延長保育事業については、保育士が確保できないこと等が課題となり、やや遅れとなっている。

○仕事と家庭の両立支援

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進は、個人と企業の両方にメリットがあるという点をアピールするため、ホームページや労働季刊誌での継続的な周知・啓発に加え、セミナーの開催やその他の広告媒体(新聞・ラジオ・雑誌等)を活用した周知・啓発が必要である。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

○新たな子育て支援

- ・全国的にも保育士は不足している。県内の保育所を含む児童福祉施設等職員の離職率は16.7%となっており、県全体(全職業)の離職率(平成24年:6.7%)の2倍以上となっており、早期離職の対策を図る必要がある。

○多様なニーズに対応した子育て支援

- ・本県では、他県と比較して高い合計特殊出生率や人口に占める未就学児童の多さなどを背景として、待機児童解消に対する県民ニーズは依然として高い。
- ・公立幼稚園の預かり保育の拡充については、預かり保育の実施方法が、市町村によって時間、人数、環境整備等に差異があり、預かり保育職員の配置等の課題を抱えている市町村がある。
- ・子育て支援推進では、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、預かり保育に係る助成は、①私学助成(特別補助など)、②一時預かり事業、③幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の3つと選択肢が増えた。このため、私立幼稚園にとっては、制度選択に当たり、判断に迷うことが想定される。また、上記②及び③は、市町村事業であり、市町村との連携が課題となる。
- ・休業日預かり保育(35園中11園未実施)及び子育て支援活動の推進事業(35園中18園未実施。ただし実施しているが補助対象経費0円の園については把握していない。)については、まだ取り組んでいない園がある。

○仕事と家庭の両立支援

- ・女性労働者が少ない建設業や運輸業などワーク・ライフ・バランスに関する認知や推進が図れていない業種がある。当該業種の関係団体に対し、ワーク・ライフ・バランス講座の案内及び周知広報依頼を行っている。
- ・認証企業58社に対するアンケートにおいて、沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業として認証されるメリットが少ないとの意見があり、メリットの拡充が必要である。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○新たな子育て支援

- ・認可化移行支援事業においては、平成27年度においても、約2,000人の児童を対象に運営費の支援を実施し、認可化に向けた運営体制の強化を図るとともに、保育士・保育所総合支援センターを活用し、運営費支援を実施する認可外保育施設に対して施設毎の課題を確実に把握し、早期の認可化移行の実現を図る。また、市町村との連携をより一層密にし、計画的な施設整備を行う。
- ・指導監督基準達成支援事業については、県の立入調査に基づく改善指導状況に関し、市町村との共通認識を図るため、引き続き保育の実施主体である市町村とともに立入調査を実施し、実施計画に施設改修を反映するように働きかける。
- ・保育対策総合支援事業について、沖縄労働局(ハローワーク)と連携を強化し、復職支援セミナー等を実施する。潜在保育士の掘り起こしのためには、復職のきっかけになるDVDや動画等の作成を行い、広報を行う。
- ・放課後児童クラブの公的施設活用を促進するため、公的施設に移行することによりクラブの環境改善、利用料の低減が図られた事例(モデルケース)を数多く作り、引き続き利用者や学校、クラブ関係者に周知する。また、実施主体である市町村の個別の課題を掘り下げて検証し、コーディネーターによるきめ細かい支援を実施していく。特に教育機関関係者との調整について重点的に支援を行う。
- ・保育士産休等代替職員配置支援事業については、保育士の給与実態に基づいた補助単価に引き上げるほか、関係団体や市町村に説明会を実施し、事業内容の周知を行う。
- ・保育士修学資金貸付事業の貸付を受けた者は、5年以上保育士として勤務することにより返済が免除されることから、保育士の確保、早期離職の防止に有効である。そのため、指定保育士養成施設への進学を希望している高校生に対して事業を周知するとともに、事業周知のパンフレットを作成し、指定保育士養成施設や市町村、沖縄県保育士・保育所総合支援センターに配布し、制度の周知を強化し、貸付数の増加に取り組む。

○多様なニーズに対応した子育て支援

- ・安心こども基金事業においては、国庫補助事業を活用して保育の受け皿の整備を図る市町村に対し、県の一般財源を原資とする待機児童解消支援基金による市町村への交付金の拡充を図るとともに、子ども生活福祉部長の各市町村長面談による体制強化に向けた要請活動や、市町村職員や保育団体向けの事業説明会等による事業活用方法の周知を引き続き実施する。
- ・公立幼稚園の預かり保育の拡充については、国の動向を注視するとともに、地域の実態に応じた預かり保育の推進や体制づくりが必要であるため、幼稚園教育の充実に係る実態調査を行い市町村の状況を把握する。引き続き子ども生活福祉部や市町村教育委員会と連携しながら、公立幼稚園の預かり保育を促進し、研修等を通して教職員資質向上を図っていく。
- ・子育て支援推進の新制度施行に伴う課題については、①私立幼稚園がよりメリットの多い制度を選択できるよう、事務連絡や説明会などで交付要綱の概要説明など情報提供に努める。また、②預かり保育に係る運用で整合性を図れるよう、市町村の会合などに参加して説明を行い、市町村との連携を強化する。
- ・「休業日預かり保育」未実施の園に対して、休業日預かり保育のニーズを把握しているかヒアリングし、その活用の検討を促すとともに、「子育て支援活動の推進事業」未実施の園について、意欲的に取り組んでいる園の実施例の紹介などをとおして、事業実施へ理解を求める。
- ・延長保育事業については、沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画に基づき、計画的に事業が実施されるよう市町村へ促す。
- ・夜間保育事業については、市町村と連携してニーズの把握に努めるとともに、その支援のあり方等について市町村と意見交換を行う。

○仕事と家庭の両立支援

- ・ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発のため、県民や企業向けセミナーの開催や経営者や労務管理担当者を対象とし地区ごとの小規模セミナーを開催する他、これまで行ってきたホームページや労働季刊誌での継続的な広報活動に加え、その他の広告媒体(新聞・ラジオ・雑誌等)を活用した広報を行う。
- ・認証企業に対するアンケートにおいて複数の企業から要望のあった沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証マークを作成し、企業のPRに活用できるようにする。

「施策」総括表

施策展開	2-(2)-ウ	子ども・若者の育成支援		
施策	①子ども・若者の支援に向けた環境づくり	実施計画掲載頁	97頁	
対応する主な課題	<p>○子ども・若者をめぐる環境が悪化し、ニート、ひきこもり、不登校など子供・若者が抱える問題が深刻化してきていることから、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を総合的に支援する体制を整備する必要がある。</p> <p>○夜型社会、飲酒に寛容、他人の子どもに無関心など地域社会の問題、親子関係の希薄化等から少年非行の低年齢化が課題となっていることから、青少年が健全に成長できる環境を整備する必要がある。</p>			
関係部等	子ども生活福祉部、商工労働部、教育庁、警察本部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成26年度				
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要	
○子どもの多様な居場所づくり				
1	青少年交流体験事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	7,421	順調	<p>○青少年フレンドシップイン九州(小・中・高校生(251人))の派遣や、「大分県少年の船」の受入を行うことで他県青年との交流を図った。(1)</p>
2	内閣府青年国際交流事業派遣 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	45	順調	<p>○応募者数を増加させるため、広報期間の見直しや広報範囲の拡大に取組んだ。その上で、内閣府主催の青年国際交流事業として県から3名の青少年が国際交流に参加した。(2)</p>
3	放課後子ども教室推進事業(学校・家庭・地域の連携協力推進事業) (教育庁生涯学習振興課)	21,116	大幅遅れ	<p>○19市町村が実施する「放課後子ども教室」(145教室)運営に関わる経費を補助した。また、研修会やフォーラムを実施し、学校と家庭・地域の交流を促した。しかし、市町村の事業規模の縮小により、実施教室及び実施回数が減少したため、大幅遅れとなった。(3)</p>
4	学校支援地域本部事業(学校・家庭・地域の連携協力推進事業) (教育庁生涯学習振興課)	33,093	順調	<p>○74学校支援地域本部(20市町村232校)で実施された地域住民による学習支援等の取組に補助した。(4)</p>
○支援ネットワークの構築				
5	子ども・若者育成支援事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	40,870	順調	<p>○困難を有する子ども・若者等の様々な相談に応じるため、情報提供や助言を行う「沖縄県子ども・若者総合相談センター」を平成26年10月に設置した。(5)</p>
6	若年無業者職業基礎訓練事業 (商工労働部労働政策課)	33,718	やや遅れ	<p>○サポートステーション等の意見等を踏まえ、公募を早期に開始して訓練生の確保に努め、訓練回数を前年度の7回から9回へ増加させた。そのうえで、ニート等の若年無業者を対象とした3つの訓練コースを県内各地に設置し、就労に必要な基礎的な職業訓練を実施した。関係機関との調整の結果、訓練定員は85名が妥当であると判断した。受講者数は、定員数と同数の85名であった。(6)</p>
7	教育相談・就学支援事業(高等学校) (教育庁県立学校教育課)	16,994	やや遅れ	<p>○県立高等学校における不登校や引きこもりなどの生徒を支援するため、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格をもつ就学支援員を学校へ派遣し、家庭訪問等の実施によるカウンセリングを実施した。就学支援員配置校数が計画値15校に対し、13校にとどまったため、やや遅れとなった。(7)</p>

様式2(施策)

8	スクールカウンセラー配置事業(県立高校) (教育庁県立学校教育課)	14,245	順調	<p>○いじめ、不登校等の未然防止及び解消に向け、小中高にスクールカウンセラー117名を配置した(小175校、中148校、高49校)。問題行動のある児童生徒、保護者及び教員へカウンセリングや助言を行った。(8、9)</p> <p>○問題行動を抱えた児童生徒を取り巻く家庭環境等の改善を図るため、福祉機関等と連携した援助を行うスクールソーシャルワーカー14名を各教育事務所に配置し、児童生徒への支援を行い、問題行動の未然防止を図った。(10)</p> <p>○中学生いきいきサポート相談員47人を39カ所の中学校へ配置し、悩み相談、登校支援、学習支援等を行った。(11)</p>
9	スクールカウンセラーの配置(小中学校) (教育庁義務教育課)	120,521	順調	
10	スクールソーシャルワーカーの配置(小中学校) (教育庁義務教育課)	21,235	順調	
11	中学生いきいきサポート事業 (教育庁義務教育課)	63,999	順調	
○非行少年を生まない社会づくり				
12	青少年健全育成推進事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	9,625	順調	<p>○青少年の使用する携帯電話端末等へのフィルタリング利用促進を図るため青少年保護育成条例を改正、施行するとともに、PTAの会合時の説明など普及啓発活動を行った。青少年の健全な育成を図るため、青少年育成大会、年間を通して県民運動の実施や深夜はいかい防止等県民一斉行動等を行った。(12)</p>
13	青少年健全育成事業 (警察本部少年課)	92,525	順調	<p>○少年警察ボランティアやスクールサポーター、大学生サポーターなどによる、農業体験、三線教室、スポーツ交流会、学習支援等の居場所づくり、立ち直り支援活動を講じた結果、刑法犯少年の検挙・補導人員が1,173人と前年比142人(10.8%)減少し、基準値の平成23年度からは247人(17.4%)減少している。(13)</p>

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	若年無業者率(15~34歳人口に占める割合)	1.9% (17年国勢調査)	1.4% (22年国勢調査)	減少	0.5ポイント	1.1% (22年)
	状況説明	<p>本県の若年無業者率は改善しているが、全国的にみると依然として比率は高い。(全国5位)。H26年度は昨年度より訓練コースを2つ増やし、計69名の訓練生がニート状態から改善した。事業継続によりH28年までに若年無業者率を全国水準まで改善することを目標とする。</p>				
2	小中高校不登校率	小 0.37% 中 2.60% 高 2.97% (22年)	小 0.43% 中 3.18% 高 3.19% (25年)	小 0.27% 中 2.50% 高 1.66%	小△0.06ポイント 中△0.58ポイント 高△0.22ポイント	小 0.36% 中 2.69% 高 1.67% (25年)
	状況説明	<p>平成26年の不登校率は集計中(10月頃文部科学省公表)。平成25年の不登校率は小中高とも、基準年より悪化している。平成28年の目標値達成は厳しい状況にあるが、学校とスクールカウンセラー等相談員、地域、関係者と連携した教育相談体制の更なる充実を図ることで、平成28年の目標値の達成に取り組む。</p>				
3	刑法犯少年の検挙・補導人員	1,420人 (23年)	1,173人 (26年)	1,250人	247人	60,207人 (26年)
	状況説明	<p>各種非行防止対策及び健全育成対策を講じた結果、刑法犯少年の検挙・補導人員が1,173人と前年比142人(10.8%)減少し、基準値の平成23年からも247人(17.4%)減少している。</p>				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
フレンドシップイン九州派遣児童数	248人 (24年)	252人 (25年)	251人 (26年)	→	—
内閣府青年国際交流事業実績	応募人数8名 推薦8名 最終合格5名 (H24年度)	応募人数4名 推薦3名 最終合格2名 (H25年度)	応募人数7名 推薦6名 最終合格3名 (H26年度)	→	—
放課後子ども教室等推進事業参加した大人の延べ数	57,700人 (24年)	36,433人 (25年)	29,453人 (26年)	↘	—
学校支援ボランティア 参加延べ数	210千人 (24年)	192千人 (25年)	228千人 (26年)	↗	—
犯罪少年の再犯者率	43.6% (24年)	37.0% (25年)	44.1% (26年)	→	34.9% (26年)

III 内部要因の分析 (Check)

<p>○子どもの多様な居場所づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年交流体験事業で実施してきた沖縄・鹿児島交流促進事業は、交流側からこれまで4年間の交流により事業目的を達したとのことから、平成26年度までで事業終了となるが、今後も、その他の事業において児童生徒同士の交流をより幅広く行えるよう、最大限努力する必要がある。 ・内閣府青年国際交流事業派遣については、応募者は例年4～8名程度となっており、当該事業の認知度を更に高めることによって応募者数の増加を図る必要がある。 ・放課後子ども教室等推進事業は、国・県・市町村が1/3ずつ事業費を負担しているので市町村の財政規模に応じて、事業を展開している状況である。市町村によっては、事業の拡大・申請を検討しているが、思うように進んでいないが、今後、国が放課後子ども総合プランを推進していくことから、事業費の大幅な拡充が見込まれ、市町村の予算措置を後押しすると考えられる。また、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供する「放課後児童クラブ」(子ども生活福祉部所管)と連携して、事業を進めていく必要がある。 <p>○支援ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年無業者職業基礎訓練事業では、若年無業者の多様なニーズに対応するため、受託先の開拓や多様な訓練コースを設定していく必要がある。 ・教育相談・就学支援事業(高等学校)については、学校の要望や実態を勘案し、支援員配置校を決定する必要があることから、支援員の確保については、早期の募集実施を行う。 <p>○非行少年を生まない社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成推進事業について、沖縄県青少年保護育成条例の改正により事業者への説明責任等が課されたが、青少年が安全にインターネットを利用する環境を整備するためには、よりフィルタリングを普及・推進する必要があるため、保護者や青少年への意識啓発等、警察・教育・地域が連携した取組が必要となっている。 ・平成18年以降7年連続で減少していた刑法犯少年検挙・補導人員は、平成25年に一旦増加に転じたものの、スクールサポーター2人増員して体制を増強等したことにより平成26年は前年比で10.8%減少している。

IV 外部環境の分析 (Check)

<p>○支援ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県は、若年無業者、小中高等学校の不登校率、高校の中退率、中学・高校卒業者の進路未決定率、非行少年の再犯率が全国と比して高く、様々な困難を抱えた子ども・若者が多いため、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への総合的な支援が求められている。 ・近年、児童生徒を取り巻く環境は、ますます複雑化し、それに伴い様々な問題を抱える生徒が増加している。学校現場だけでは対応が困難なことも多く、福祉機関等との連携の重要性が高まっている。 ・本県高校生の不登校のきっかけは、特に、「無気力」及び「あそび非行」が大分部を占めており、学校での学ぶ意欲が低いことから、本事業により「無気力」や「あそび非行」から脱却するよう心がけることが必要だと思われる。 ・近年、児童生徒を取り巻く環境は、ますます複雑化し、それに伴い様々な問題を抱える生徒が増加している。学校現場だけでは対応が困難なことも多く、福祉機関等との連携の重要性が高まっている。 <p>○非行少年を生まない社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県においては、若年無業者、小中高等学校の不登校率、高校の中退率、中学・高校卒業者の進路未決定率、非行少年の再犯率が全国と比して高く、様々な困難を抱えた子ども・若者が多い。 ・犯罪少年の再犯者率は平成25年に減少したものの、平成26年は平成24年の水準まで増加しており、直近3年の推移は現状維持の傾向にある。 ・青少年健全育成事業については、犯罪少年の再犯者率が、全国と比べて高いことから、今後も再び非行に走りかぬ少年の立ち直りを支援する取組を引き続き行なう必要がある。
--

V 施策の推進戦略案 (Action)

○子ども多様な居場所づくり

- ・青年交流体験事業については、訪問先の青少年団体や小中学校等との十分な事前調整と本事業を主催する(公社)沖縄県青少年育成県民会議と訪問先との日程調整など連携を図りながら実施していく。
- ・内閣府青年国際交流事業については、広報対象を拡充し、学校法人、英会話学校に加えて国際交流に関わるNPO法人も含めるとともに応募期間を可能な限り延長し、応募者数の増加を目指す。
- ・放課後子ども教室等推進事業については、事業未実施市町村に対して、研修会への参加を呼びかけ、他市町村の好事例を紹介するなど、事業実施に向けての支援を行う。また、学校支援地域本部事業・家庭教育支援事業・放課後児童クラブそれぞれの関係者が相互に連携を図れるよう、一同に会する場を設け、総合的な放課後対策、学校支援体制及び家庭教育支援体制を構築する。

○支援ネットワークの構築

- ・子ども・若者育成支援事業については、学校関係者及び市町村職員の研修等や子ども・若者総合相談センターでの関係機関支援員に対する人材育成事業を通して活動の周知を図り、相談員体制を強化することで、関係機関との個別ケース検討会議の充実と効果的な連携体制を構築していく。
- ・若年無業者職業基礎訓練事業については、サポートステーション等を交えた会議を開催し、事業の成果・改善点等を報告する機会を設け、若年無業者の多様なニーズにあった訓練を今後実施していくための参考とする。また、引き続き訓練カリキュラムの検討や実習企業の開拓を行う必要があるため、関係機関との協議に努める。
- ・教育相談・就学支援事業(高等学校)は、学校との連携窓口であるコーディネーターに、引き続き事業の進捗管理、学校と派遣支援員のマッチングを行い、効果的な事業とする。また、「無気力」や「あそび非行」がきっかけで不登校になる生徒が多いことから、臨床心理士等有資格者を活用し、様々な支援ができるよう支援員確保する。
- ・スクールソーシャルワーカーの配置については、支援を必要としている地区へ優先的に配置を行い、問題行動の背景にある心の問題及び家庭・地域等の環境の改善のために関係機関とつなぎ、問題の解決を支援する。

○非行少年を生まない社会づくり

- ・青少年健全育成推進事業においては、沖縄県青少年保護育成条例の改正に伴う携帯電話インターネット接続役務提供事業者等への立入調査及びPTA会合時のフィルタリング促進の説明などを行い、携帯電話等のフィルタリング普及啓発の推進を図る。
- ・青少年健全育成事業においては、再び非行に走りかねない少年の立ち直りを支援するため、活動の幅を広げたり、ボランティア間の連携を強めるなどして、大学生少年サポーター等少年警察ボランティアやスクールサポーターの充実、強化を図り、非行を繰り返す少年に対して積極的に手を差し伸べる支援活動をさらに強化する。

「施策」総括表

施策展開	2-(2)-エ	要保護児童やひとり親家庭等への支援		
施策	①要保護児童等への支援	実施計画掲載頁	100頁	
対応する主な課題	<p>○児童虐待については、発生の予防、相談・支援体制の強化、関係機関の役割分担と連携、県民への周知・広報等が課題であることから、市町村要保護児童対策地域協議会の設置促進、児童相談所の職員体制の強化、関係機関の連携強化、県民に対する児童虐待の通告義務等の広報・啓発の推進を図るとともに、社会的養護体制の充実を図る必要がある。</p> <p>○沖縄県は、全国と比較して母子家庭の出現率が高く、その就業形態は約半数が非正規労働者となっており、ひとり親家庭の生活状況は厳しい状況にある。このため、ひとり親家庭等の自立支援が重要な課題となっている。</p>			
関係部等	子ども生活福祉部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成26年度				
No.	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1	児童虐待防止対策事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	43,559	順調	<p>○協議会未設置の町村に働きかけた結果、市町村要保護児童対策地域協議会が全市町村に設置でき全県的な支援体制ができた。また、一般県民への講演会及び児童養護施設等の専門研修等を行った。(1)</p>
2	子育て総合支援モデル事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	71,545	順調	<p>○準要保護世帯への支援を継続4町村(110世帯)で実施し、学習支援を行った。その結果中学3年生59名が高校に合格したほか、高校3年生15名が大学等へ合格した。(2)</p>
3	被虐待児等地域療育支援体制構築モデル事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	29,219	順調	<p>○県内の4児童養護施設に心理療法士等を配置し、精神科医を派遣することにより、相談体制が整えられたため、53名の特別なケアを必要とする児童やその家庭等への支援が実施できた。児童養護施設で各種勉強会等を開催し、支援を必要とする児童やその家庭等が利用し易い環境の構築に努めた。(3)</p>

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

No.	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	要保護児童対策地域協議会の設置市町村数(割合)	37市町村 (90.2%) (24年)	41市町村 (100.0%) (26年)	41市町村 (100.0%)	4市町村 (19.8ポイント)	1,722市町村 (98.9%) (25年)
	状況説明	児童福祉法において市町村は要保護児童対策地域協議会を設置するよう努めなければならないと規定されており、平成26年度に全市町村で同協議会の設置ができ目標が達成された。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
支援世帯数	16世帯 (24年)	82世帯 (25年)	110世帯 (26年)	↗	—

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

- ・一部の要保護児童対策地域協議会において、専門資格を有する職員の不足や会議運営のノウハウが不十分であり、協議会の構成機関ごとに温度差があるため、本協議会を機能させていくために支援体制の質の向上が求められる。平成26年度に要保護児童対策地域協議会が全市町村に設置され、今後は児童相談所と連携した体制強化の取組と、児童相談所での専門性を高める取組などが必要となってくる。
- ・子育て総合支援モデル事業については、準要保護世帯への支援を継続4町村において、当該年度の就学援助児童の決定を待ってからクラスが開始されたため、事業開始が遅れたことから、早期の事業開始に向け、町村及び事業者との調整が必要である。
- ・被虐待児等地域療育支援体制構築モデル事業については、今後も支援を必要とする児童及びその家庭が利用しやすい周知方法や環境の構築を検討する必要がある。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

- ・本県は、要保護児童出現率(全国平均1.3倍)、里親委託率(全国平均2.3倍)、ファミリーホーム設置率(全国平均の2.5倍)が全国よりも高く、機能強化した支援拠点において特別なケアを必要とする児童やその家庭等への支援ニーズは高いものと考えられる。

Ⅴ 施策の推進戦略案 (Action)

- ・児童虐待防止対策事業では、児童相談所との連携により要保護児童対策地域協議会の意義を浸透させることで、各市町村及び各構成機関における児童虐待に対する意識の共有化や虐待のノウハウの蓄積を図り市町村の運営体制を強化していく。
- ・子育て総合支援モデル事業では、準要保護世帯への支援について、平成27年度からは1町村を追加し、5町村で実施するほか、応募要件を「当該年度の就学援助児童」から「前年度の就学援助児童」に緩和し、事業開始の早期化を図る。
- ・被虐待児等地域療育支援体制構築モデル事業では、多くの支援ニーズに応えられるよう、児童養護施設で実施している各種勉強会等の実施方法や内容等を検討し、支援を必要とする児童やその家庭等が利用しやすい環境を構築していく。

「施策」総括表

施策展開	2-(2)-エ	要保護児童やひとり親家庭等への支援		
施策	②ひとり親家庭等の自立支援	実施計画掲載頁	100頁	
対応する主な課題	○沖縄県は、全国と比較して母子家庭の出現率が高く、その就業形態は約半数が非正規労働者となっており、ひとり親家庭の生活状況は厳しい状況にある。このため、ひとり親家庭等の自立支援が重要な課題となっている。			
関係部等	子ども生活福祉部、商工労働部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成26年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1	母子家庭等医療費助成事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	285,021	順調	○市町村窓口では、児童扶養手当申請時に合わせて医療費の申請を行うよう案内を行う等の改善を図った上で、ひとり親家庭等の保護者及び児童の医療費に係る市町村助成額の一部について、県が市町村へ補助を行った。(1)
2	母子家庭等自立促進事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	52,246	順調	○母子寡婦福祉関連事業をまとめたリーフレット等での周知や、ひとり親家庭のニーズの把握により講習会内容の見直しを行った上で、就労支援講習会、就業支援相談の実施や高等職業訓練促進給付金等の実施及び生活支援ヘルパー事業を行った。(2)
3	母子家庭生活支援モデル事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	53,160	順調	○支援終了者に対するアンケート調査等でニーズ把握を行った上で付帯事業の内容を決定し、支援が必要な母子家庭(延べ26世帯)へ民間アパート等の居室を提供し、生活・就労・子どもの学習等の総合的支援を行った。(3)
4	母子家庭の母等の職業的自立促進事業 (商工労働部労働政策課)	6,033	やや遅れ	○県内求人誌や各種広告等を利用した周知を図り、就職を希望する母子家庭の母等のうち、職業能力の開発を必要とする方に対して専修学校等の民間教育訓練機関を活用した職業訓練を行った。訓練定員は、計画値70人に対して実績値27人となったため、やや遅れとなったが、受講生のうち25人が就職に繋がった。(4)
5	ひとり親家庭技能習得支援事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	15,559	やや遅れ	○観光分野等で役立つ中国語の習得支援を行うことにより11名が中国語検定を取得し、職場でのスキルアップにつながるとともに、3名が転職するなど就労環境の改善につながったが、技能取得者数(受講修了者数)が計画値の30人に対し23人となりやや遅れとなった。(5)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	就業相談から就職に結びついたひとり親家庭の数(累計)	84世帯 (23年)	373世帯 (26年)	400世帯	289世帯	—
状況説明	平成26年度は、就労相談のあった293名のうち、68名が就業に結びつき累計で373世帯となった。民間教育訓練機関等による企業ニーズに即した職業訓練の実施や、巡回就職支援相談員を活用した就職支援を行い、就職率は改善傾向にある。現在実施している取組を継続していくことで、目標値を達成できるものと考えられる。					

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
	31,354世帯 (20年度)	34,806世帯 (25年度)	—		
ひとり親世帯数			—	—	—
委託訓練修了者(母子家庭の母等コース)の就職率	81.3% (24年)	92.1% (25年)	92.6% (26年)	→	—

III 内部要因の分析 (Check)

・母子家庭等自立促進事業では、ひとり親世帯がより利用しやすい相談事業や就職につながりやすい講習会を実施するためには、就業支援など各種支援の対象となるひとり親家庭のニーズの把握が必要である。また、高度職業訓練促進給付金については、国庫補助事業の上限が2年となっているが、資格取得に2年を超えるものについて検討が必要である。

・母子家庭生活支援モデル事業では、平成26年の母子及び寡婦福祉法の改正により、父子家庭の支援も明文化されたことから、支援の対象を父子家庭へも広げていく必要がある。また、本事業は単なる住宅支援ではなく、支援を受けている間にひとり親世帯が地域において自立することを目的としているため、支援世帯等に対するアンケート調査などを行い、事業内容の充実を図る必要がある。

・ひとり親家庭技能習得支援事業については、定員を上回る応募があったことから、これらのニーズに応える必要がある。

IV 外部環境の分析 (Check)

・ひとり親家庭技能習得支援事業については、企業側から就労環境を改善するにはより高度な資格が必要との意見もある。

・母子家庭の母等の対象者は、母子家庭の母等のコース以外の訓練コースの受講も可能であるため受講者数の確保が難しい面がある。

V 施策の推進戦略案 (Action)

・母子家庭等自立促進事業では、就業支援等の対象となるひとり親家庭等のニーズを把握した上で事業を実施する。また、関係団体・市町村を通じた事業の周知等を図るほか、高度職業訓練促進給付金については、就業の全期間支給できるよう、国庫補助事業の上限2年を超える部分について、県が単独で予算措置を行い、対象者へ支給を行う。

・母子家庭生活支援モデル事業では、支援修了者や支援対象者に対してアンケート調査等を実施し、事業内容の検証を行っていくとともに、平成27年度より父子家庭も事業対象とし、事業を実施していく。

・母子家庭の母等が希望する職場を調査し、必要とされる職業訓練を実施する訓練機関を開拓し、訓練コースの拡充を図る。

・ひとり親家庭技能取得支援事業については、定員増加のための予算確保に努めるとともに、中国語が活用できる仕事に就いている又はそのような仕事への転職を希望している者の優先受入や、就労支援内容の見直しとして、受講生へヒアリングを行い受講生の希望・状況に応じた就労改善目標を設定するなど、より就労改善へつなげる支援を行う。